

男女の賃金の差異

	全労働者	職員	契約
男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	83.0%	89.0%	92.2%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：源泉徴収簿に記載する課税対象となる所得（基本給、各種手当等、賞与）

職員：本会からの出向者及び再任用職員を含む

契約：非正規職員（直接雇用の者に限る）

差異についての補足

<職員>

- ・女性に育児休業取得者が複数人いるため、女性の平均賃金が男性に比べて低くなっている
- ・扶養手当受給者が男性に多いため、男性の平均賃金が高くなっている

<契約>

- ・専門的な知識・経験を要し賃金の高い専門員の割合が女性より男性の方が高いことから、男性の平均賃金が高くなっている